（提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間）

第五十七条　法第百十二条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第百十条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

［新設］

（提案に係るその他審査の基準）

第五十八条　法第百十二条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

［新設］

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第五十九条　法第百十二条第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一　別記様式第十により作成した法第百十三条（法第百十六条第二項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二　前号の契約の締結に関する書類

［新設］

2　法第百十二条第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額

二　手数料等の納付方法

三　手数料等の納付期限

四　行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3　法第百十二条第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

（行政機関への手数料の納付の方法）

第六十条　令第二十九条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

［新設］

2　令第二十九条第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法

二　令第二十九条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第六十一条　法第百十三条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

［新設］

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条　法第百十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

［新設］